

開催日時：平成26年12月3日（水）

開催場所：こうち勤労センター5階会議室

委員：高知県農業農村整備事業環境情報協議会委員

- ・ 關 伸吾 : 高知大学農学部教授
- ・ 佐藤 泰一郎 : 高知大学農学部准教授【座長】
- ・ 西川 富恵 : 環境カウンセラー
- ・ 西村 澄子 : NPO 法人環境の杜こうち評議員

1. 高知県農業農村整備推進方針

【内容説明（事務局）】

- ・ 本年3月に本年度から平成30年度までの5年間を対象として本推進方針を策定した。
- ・ 本推進方針では、「農を強くする」と「農村を守る」を2本柱として取り組むこととしている。
- ・ 「農を強くする」では、「多様な担い手の確保・育成と持続的な農業の展開」「農業生産資源の保全管理」の2つを推進方針として、5つの具体的な対策に取り組むこととしている。
- ・ 「農村を守る」では、「南海トラフ巨大地震対策」を推進方針として、2つの具体的な対策に取り組むこととしている。
- ・ 取り組みの実効性を検証するために、7つの具体的な対策にそれぞれ成果指標を設定している。
- ・ 取り組みの実施にあたっては、「事業評価の実施」「事業の計画的な実施」「環境との調和への配慮」を踏まえて、事業の実施に反映することとしている。
- ・ 具体的な対策ごとにそれぞれ個表を作成してスケジュール管理し、PDCAサイクルにより点検・見直しを行うこととしている。

（座長）

農業基盤課の意気込みを感じさせる今後5年間の計画だと思いますが、ご質問、ご意見等がございましたら積極的にご発言いただければと思います。

（事務局）

本日ご協議いただきます「農村地域防災減災事業」以外にも、農業基盤課としましては、ほ場整備等の他事業についても推進していく方針ですので、そのことをご理解していただ

きたいということで、説明させていただきました。

(委員)

地すべり防止対策のところに「概成」とは、「実害がない程度に地すべりの動きが減速した状態や沈静化した状態」とありますが、それが47箇所あるということですか。

(座長)

もう少し易しく説明していただけますか。

(委員)

地すべり防止区域が55箇所あって47箇所がそういう状態であるということですか。

(事務局)

そうです。地すべりが落ち着いている状態です。

(委員)

これからの計画としては、残りの8箇所を進めていくということですか。

(事務局)

はい。現在、地すべり対策事業を実施しております。

(事務局)

少し補足させていただくと、昔の地殻変動で、地球自体がちょっとねじれるというか、こすれて非常に弱い状態になっているところがあって、そこで地すべりが発生しています。地すべりというのは地球を相手にしていますので、収まることはありません。地すべりを完璧に止めるということはできないということです。「概成」という言葉は、地すべりの対策においてだけ適用されるものだとして認識しています。地すべり現象が起きる主な要因は水ですので、その動きを止めるために一番明確な対策として、水を抜く方法があります。雨が降って地下水位が上昇し、土の結合が緩くなることにより地すべりが発生します。その対策として、水路を付けるとか、ボーリングをして水を強制的に抜く方法を用います。次に、それでも駄目な場合は、直接地盤を押しえ付ける方法を用いて、地すべり対策を行っています。一番最近の話で言いますと、大豊町の大平地区というところで、今年の8月の台風豪雨で地すべり災害が発生しました。そこは「概成」していた47箇所のうちの1箇所ですが、そこに2,000ミリ近くの雨が降って、急激に地下水位が上昇して地すべりが再発したということです。

(委員)

「概成」した地域でも動く可能性があるということですね。

(事務局)

そうです。55箇所については、動きが沈静化するような対策は進めていきますけれども、それで終わりではないです。今後の状況によっては、再発した場合にはまた対策をしていくことになります。

(委員)

状況に合わせて見直していくということですか。

(事務局)

そうです。実際に動きが本当に止まっているのか、また動き始めていないのかということを経過観察しながら常に沈静化の状況を保っていきけるように進めていくということです。

(委員)

分かりました。

(座長)

基本的に、地殻というか地面は動いていると思ってください。止まっているように見えるのは見ている時間が短いからです。われわれの生活とか産業とかに影響があるような所は、地すべり防止区域に位置付けて、地すべりの速度を緩めて、遅くしてあげるということです。それでもなかなか止めることはできないですが、その一番の原因は何なのかと言うと水です。水を抜くことによってその速度を遅くすることができるので、まず水を抜く対策を行います。それでも、傾斜がきつかったりすると、いくら水を抜いても地すべりが止まらないので、もう少し深いところの固い地盤にアンカーという鉄の棒みたいなもので止める対策を行うことになります。

(委員)

分かりました。

(座長)

高知県は山が多いので、地すべり防止には大変苦勞されています。今は55箇所でも、増える可能性もあります。それまで安定していた所が動き出してしまうとこともありますので、これは本当に難しい。

(委員)

深いところまで教えていただいております。

(座長)

だから、「概成」という言葉を使っているんです。

(委員)

「概成」という言葉を使っていいのかどうか。「概成」という線引きをどこですればいいのかという疑問はあります。一般の人は「概成」と聞くと、もう大体止まって安心だなと思うわけです。「概成」のところで災害が起こったりすると、「概成」そのものに対する信用度が低くなると思いますので、もう少し一般の人に分かりやすい言葉というか、具体的にこういうものですよ、ということが分かればいいと思います。それと、「集積」という言葉がありました。「集積」した方がいい場合と「集積」しない場合、大きくすればするだけいろんなことを造り変えていくわけですから、景観も変わってくるわけですね。景観的なものをすごく重視して、生き物が住みやすい環境を確保していこうとする中で、人工的なものが加わってきそうな感じがしますが、そこら辺の配慮はあまり書かれていないかなと思いました。防災減災事業は人の命が関わっていますので、すごく大切な事業ですけれども、環境への調和をこれからどういうバランスで進めていくのかについて、少しお聞きしたいと思います。

(事務局)

工事に着手したら、当然、自然や環境は変わってきますし、自然的、環境的な視点から言うと、悪くなる状況は否めないと思います。ただ一方で、そのままにしておいた場合は、今現在の農業を巡る状況からすると、耕作者の方々がいなくなり、耕作放棄地化していくことによって環境が悪くなるという状況にもなっていきます。そうした中で、やはり耕作していただくためには、一定の生産条件を整えて効率的な生産ができる状況にしなければいけません。われわれも非常に悩ましい部分ではありますが、どちらを選ぶかと言うと、やはり生産条件を改善して、農地を農地として生かす方向で進めていくことが結果的には高知県の産業育成にもなっていくわけですので、そういった方向で進めていかなければならないと考えています。そこで、われわれとしては、環境との調和にできるだけ配慮していくために、可能な限り自然環境に影響のないような方向、例えば、水路であれば全てを三面張りにするのではなくて、土でそのまま残したりもしています。あるいは、カエルなどの小動物が上っていける階段状のものを造るとか、そうしたことを可能な限り配慮して進めていきたいと思っています。そのためには、やはりそれを利用される方、いわゆる生産者の方のご理解を当然頂く必要がありますので、地域での環境情報協議会というものをしっかりとやっとうえで、そこで生産者の方々の意見も聞いて、一定理解をいただいで進めて

いこうと努力をしています。今の環境をそのまま残していくことは、現実的には難しいところがありますけれども、お互いが理解する中で進めていきたいと思っています。

(委員)

ぜひやっていただきたいと思います。それを信じております。

(委員)

自然や景観を残していただきたい、変えて欲しくないというのがありますが、やはり残し過ぎたら地元の人が非常に不便ですので、どういうふうにバランスを取ればいいのか非常に悩ましいところですし、そこら辺のバランスをうまく取りながらやっていかざるを得ないかなと思います。その中で、もう少しいろいろな調査をして、せっかく造ってもうまく利用されてなかったら仕方がないので、出来上がったところの事後の調査なども付け加えて、より良い造り方を考えていただければと思います。

(事務局)

ありがとうございます。

(座長)

作ったばかりの推進方針を直すのも大変でしょうし、また、予算的に難しいところもあると思いますが、実際に事業を実施する県の職員の方々は、委員の皆さんのご意見を胸に入れて、取り組んでいただければと思います。少しまとめさせていただくと、要は農業をするのも人だし、環境を守るのも人だということです。この会議で何度か申し上げていますが、今の自然は農業をすることによって出来上がってきた二次的自然なわけですから、それが今、危機に瀕していて、どうにかしなければいけない。そのためには、やはり産業としての農業が成り立たなければ始まらない。でも、一方では、何も考えずに工事をしてしまうと、それまでせっかく育ててきた自然がなくなってしまう。地区の環境情報協議会があつてそこでも話し合いをしているとのことですが、地区の人全員に環境に対する意識を行き渡らせていくためには、その人たちを育てるといふか、一緒に学ぶ機会を設けるとか、そういうことが事業化をしていくときに大切なのではないかと思います。さらに、事業を行った後の事後評価の中に、環境に関する評価も入れていただいて、次の事業に生かしていただければと思います。

(委員)

すごくいいと思います。ぜひ事後評価をして欲しいと思います。ここに来てすごくうれしいのは、一生懸命言い続けていることが少しずつでも成果として積み重なってきていることです。県民にもっと知らせていったら喜ぶ人ももちろんいるし、県が事前と実施中と

事後の評価をしていることはあまり知らないと思います。県民とのコミュニケーションをしないとどんな事業もうまくいかないと思いますので、そういうことをぜひ知らせてほしいと思います。

(座長)

ぜひ、よろしく願いいたします。

(事務局)

環境に関するフォローアップ、事後評価については前向きに検討させていただきたいと思います。

(座長)

お金だけで評価するのではなくて、ベネフィットの中には、もう一つ上乘せのプラスアルファがきっとあるはずです。その一つが環境だと思いますので、もしかしたら厳しい意見もあるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

2. H27新規地区における意見交換

【事業名】農村地域防災減災事業

【地区名】六丁池

【市町村名】安芸市

【事業概要】ため池改修 1ヶ所

【事業工期】平成27年度～平成30年度

[説明者：安芸農業振興センター]

【環境配慮方針の説明】

- 工事施工箇所の周辺において、生態系調査を実施した。
- その結果、希少種として、植物で「〇〇」が確認された。動物の希少種は確認されなかった。
- 下記項目を「環境配慮方針」とし、施工方法や維持管理等について、今後地元関係者と協議を行ない、協力が得られる範囲内で実施していきたい。
 - ・ 降雨時施工の回避、沈砂池の設置などにより、工事中の濁水流出を極力抑制する。
 - ・ 希少種とされる「〇〇」については、明るく、草刈り等が定期的に行われる場所に移植、および採取した種子の播種を行う。また、工事中は木杭・板・テープ等で囲うなどの保護を行う。
 - ・ 魚介類や両生類等への配慮として、土のう締切等により池奥に「水溜り場」を設ける。また、調査で確認されたオオクチバス等の外来種は駆除を行う。
 - ・ 周辺環境全般への配慮として、必要以上の森林伐開や掘削法面の露出を控える等、改変工事を最小限にして自然の復元能力を極力確保するような工事施工に努める。

(座長)

工事中は濁水が出るのですか。

(事務局)

池を開削しますので、降雨時には、水が一気に排出され濁水が生じます。

(座長)

現況の道路幅員は何mですか。

(事務局)

7mぐらいです。

(座長)

幅員が広いので、仮設道路を造らなくても工事ができるということですね。土砂溜めは仮設ですか。

(事務局)

そうです。

(座長)

コイと他の魚は一緒にしないほうがいいですか。コイは何でも食べますよね。

(委員)

何でも食べますね。

(座長)

オオクチバスは駆除されると思いますが、コイとギンブナとヨシノボリ以外にもいる可能性はあるでしょう。

(事務局)

可能性はあります。

(座長)

それらを1箇所狭いところに置いておくと、他の魚を全て食べてしまいます。非常に狭いエリアに餌が豊富にあるという状況になってしまうので、コイは分けた方がいいです。

(委員)

水溜り場は1箇所ですか。

(事務局)

工事に支障のないところに1箇所だけ造る予定です。

(座長)

そこに仕切りを入れてやるということですね。

(委員)

そこら辺も配慮していただく必要があります。

(事務局)

コイは別の場所に分けるようにするべきですか。

(委員)

そうですね。大きさにもよりますが、大きなコイは分けた方がいいです。

(事務局)

別の池に持って行ってもいいですか。

(座長)

コイは相変わらず持ち出し禁止ですか。

(委員)

そうですね。安芸市では病気は出ていませんが、ウイルスのチェックをしない限り移動は駄目です。

(座長)

「〇〇」については、牧野植物園にアドバイスしていただくのが一番かと思います。

(事務局)

牧野植物園に問い合わせたときは、似たような環境の場所に種をまけばいいとのことでした。

(座長)

多分それでいいと思います。あとはいつ種をまくかの話になると思います。

(事務局)

分かりました。確認します。

(委員)

「〇〇」は結構たくさん咲いているようですね。

(事務局)

本地区周辺では、農道沿いにも咲いていました。

(委員)

そういう所が高知県に残っているという話を聞くと、すごくうれしくなります。希少価値のある動植物はもちろん大事ですけども、われわれが親しんできたものも本当になくなっていきます。毎年うちの近所にはカブトムシが飛んで来ていましたが、今年は飛んで来ませんでした。ということは、周辺に田と畑がなくなったということです。アカトンボは来ましたが、「〇〇」は来ませんでした。やはりわれわれが親しんできた動植物への配慮も行いながら残して欲しいと思います。カワニナがいるということは、ホタルが飛んでいる地域ですし、サワガニなんか昔はたくさんいましたが、最近はあまりいないでしょう。これだけやっていただいたら、本当にうれしいと思いますが、やはり希少種以外の魚介類とか植物を大事にしていくということもお願いしたいと思います。

(座長)

工事の設計は来年度に行うのですか。

(事務局)

来年度は詳細設計を予定しております。

(座長)

来年度に詳細設計を行って、実際に工事が着工されるのはその次の年ということですか。

(事務局)

そうです。

(座長)

地区協議会のご意見を踏まえていただいて、春にも調査をすべきであるということと、両生類や昆虫、特に水辺ですのでトンボの調査はきちんとしておく必要があると思います。カワニナやトンボ、イモリなんかは一時避難をさせることになると思いますので、場合によっては、いくつかに分けて避難させる必要があるかもしれません。高知県内にもそれぞれ専門の方がいらっしゃると思いますので、そういった方からご意見を伺いながら、その辺のところはもう少ししっかりと調査をしていただきたいと思います。

(委員)

この池の水源は湧水ですか。

(事務局)

谷水が集まるようになっています。

(委員)

水深が浅くなり過ぎると、恐らく鳥の餌場になります。これくらいの深さがあれば魚にとっては十分だと思いますが、水が少ない場合には、上に何か掛けたほうがいいかもしれません。野性のイタチとかも多いと思います。

(事務局)

今年の工事でコイを近傍の池へ移し替えましたが、大丈夫でしょうか。

(委員)

コイヘルペスの問題で別の地区に動かすのは明らかにだめです。安芸の方はコイヘルペスがほとんど出ておりませんが、詳しいことは漁業振興課に問い合わせただければ分かると思います。

【事業名】農村地域防災減災事業
【地区名】四万十1期
【市町村名】四万十市
【事業概要】ため池改修 4ヶ所
【事業工期】平成27年度～平成31年度

[説明者：幡多農業振興センター]

【環境配慮方針の説明】

- 工事施工箇所の周辺において、生態系調査を実施した。
- その結果、希少種として、植物で「〇〇」「〇〇」「〇〇」の3種、昆虫類で「〇〇」、魚類で「〇〇」、両生類で「〇〇」「〇〇」の2種が確認された。
- 下記項目を「環境配慮方針」とし、施工方法や維持管理等について、今後地元関係者と協議を行ない、協力が得られる範囲内で実施していきたい。
 - ・極力環境に変化のないと思われる位置に土のうや盛土等で仮締切を行い、ある程度の湛水域を設け水生植物や魚介類を現在の位置で保全する。
 - ・池周辺の植林地を極力残す施工を計画する。
 - ・現況堤体の表土を工事中保管しておき、堤体盛土の表土に使用する。
 - ・池の水を抜く際は排水口に網を設置するなどして、特定外来生物の地区外への拡散、流下を防ぐ。
 - ・今後の詳細測量設計時や工事期間中に新たな重要種が確認された場合は、移植等の必要性、その可否を検討する。

(委員)

調査の季節はいつですか。

(事務局)

8月に調査を行っております。

(座長)

調査は専門の方にしてもらっていますか。

(事務局)

委託業務で調査を行っております。

(委員)

希少生物とか希少動物だけではなくて、その他の水生動植物や魚介類を現在の位置で保全できるように配慮していただきたいと思います。

(事務局)

分かりました。

(委員)

若い人は「〇〇」を知らないのではないのでしょうか。

(事務局)

私は知っております。希少生物になっていることを不思議に思います。

(委員)

不思議ですよ。

(委員)

それだけたくさんいたんです。それが今は希少生物になっているという現状を考えなければいけないと思います。「〇〇」なんて、子どもたちは知らないですよ。うちの近所は「〇〇」が飛ばなくなって8年です。今の子どもたちも、「〇〇」とかアカトンボがいたら追いかけるだろうなと思います。外にもっと出て行って子どもたちは遊ぶだろうなと思いますので、なるべく配慮して行ってほしいなと思います。それから、地区協議会でいろんなご意見を聞くのは良いことだと思います。

(座長)

地区協議会のことをここでもっと宣伝してください。

(事務局)

事業を実施する地区ごとに地区協議会を開催しています。

(委員)

やはり地域に生息する生き物のことは地区協議会の方が一番よく知っていますので、地区ごとに意見集約をしていくことは、具体的になってきたなと思ってすごくうれしいです。この連携は大事にしていきたいと思います。あと、牧野植物園などの専門家の方々が絶滅危惧種などの追跡調査をされていませんでしたか。県の方も一生懸命やっていると思いますが、そういった専門家の方の情報を集約していかないと知らないうちになくなっ

てしまうとか、なくなってしまうということになりますので、そういう情報をもっと活用していただきたいと思います。

(座長)

農業基盤課を通じて牧野植物園などの関係方面に伝わるように、そういった道筋はきつと必要だと思います。あと、耐震化で堤体を大きくすることですが、ため池の貯水量は変わらないのですか。

(事務局)

池の上流側に堤体を広げなければならない場合は、貯水量が若干減ると思います。

(座長)

単純に考えると、堤高が5 m上がると水位が5 m全体に上がるのではないですか。

(事務局)

常時の貯水位は変更しないようにしています。

(座長)

水際線は変わらないということによろしいですね。

(事務局)

はい。

(事務局)

今の設計基準では洪水吐の断面をかなり大きくとらないといけませんが、既設のため池は洪水吐が非常に浅いので、深くするためにはその分堤高を高くしなければなりません。

(座長)

工事期間中の環境への配慮と工事後を考えた場合に、工事後はため池全体が変わるのではなくて、盛土を行った堤体の部分が変わるということですか。

(事務局)

はい。堤が高くなるとか大きくなるといったような変化があります。

(座長)

工事後の植物に関しては〇〇先生からご意見を頂いているようですので、そのご意見を

尊重されれば間違いないと思います。

(事務局)

分かりました。

(委員)

地区協議会の方々にも工事や調査の内容をお知らせして、情報交換していただくようにぜひお願いしたいと思います。

(事務局)

分かりました。

(委員)

赤土を使って遮水するのですか。

(事務局)

赤土のような細かい粒子の粘土に近い土を選んで遮水ゾーンを造るように考えています。

(委員)

全部そういう土で遮水をするということですか。

(事務局)

どうしても適した土が入手できない場合は、ゴムのシートなど人工のものを使うケースもあります。

(委員)

工事の時期はいつ頃ですか。

(事務局)

稲刈りが終わった頃から翌年の3月までが多いです。工事の規模によっては1年で終わらないケースもあるかもしれませんが、大体それぐらいの期間になります。

(委員)

その期間は池の水がなくなるわけですから、「〇〇」とかが冬眠しているかもしれないということなども、少しは頭に入れておいた方がいいと思います。「〇〇」については、特に国和谷池は町に近いところですから、在来種ではなく繁殖したものを放していることが多

いと思います。山の上の方でしたら在来種がたくさんいるかもしれません。同じところに在来種と繁殖したものをまとめないようにしておいた方がいいと思います。

(事務局)

分かりました。

(委員)

最近、高知県の「〇〇」は、「〇〇」という名称に変わりました。

(座長)

呼び名が変わったということですか。

(委員)

北の方の「〇〇」と南の方の「〇〇」が別の種類になって、「〇〇」という種類に変わりました。東北地方の日本海側や北陸地方の「〇〇」は「〇〇」という種類になります。

(事務局)

分かりました。

(座長)

カエルは水のイメージがありますが、土がないと生きていけない生物です。土と言ってもただ土があればいいというものではないです。木があって落ち葉が落ちているようなところが水の近くにないと生きていけないと思いますので、その辺も併せてお考えいただければと思います。他地区の例も参考にさせていただいて、お互いに情報を交換しながら取り組んでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(事務局)

分かりました。

【事業名】農村地域防災減災事業

【地区名】大方西部

【市町村名】黒潮町

【事業概要】ため池改修 2ヶ所, 緊急避難路 4路線, 緊急避難施設 2ヶ所

【事業工期】平成27年度～平成31年度

[説明者：幡多農業振興センター]

【環境配慮方針の説明】

- 工事施工区域において、生態系調査を実施した。
- その結果、希少種として、植物で「〇〇」、昆虫で「〇〇」「〇〇」「〇〇」の3種、魚類で「〇〇」、両生類で「〇〇」が確認された。
- 下記項目を「環境配慮方針」とし、施工方法や維持管理等について、今後地元関係者と協議を行ない、協力が得られる範囲内で実施していきたい。
 - ・ 現況堤体の表土を工事中保管しておき、堤体盛土の表土に使用する。
 - ・ 極力環境に変化のないと思われる位置に土のうや盛土等で仮締切を行い、ある程度の湛水域を設け水生植物や魚介類を現在の位置で保全する。
 - ・ 施工中の土砂、濁水の防止対策を実施するとともに、降雨時の施工はできる限り回避する。
 - ・ 工事に伴う騒音、振動、粉じん等の低減に努め、土砂搬出等に際して路面の汚れに注意を払う。

(座長)

これまで保全や保護をするべき植物や動物について協議してきましたけれども、セイタカアワダチソウとかホテイアオイとかは積極的に駆除していかなければならないものですので、もう少ししっかりと協議するべきだと思います。

(委員)

避難タワーを整備する予定はないのですか。

(事務局)

予定はありません。本地区には幸いにも集落の近くに高台がありますので、避難路を整備することとしております。

(委員)

あまり神経質になる必要はないかなとは思いますが、少し気になるのは「〇〇」です。

現物は見られましたか。

(事務局)

現物の写真はありません。

(委員)

この写真は別物ですか。この「〇〇」の写真を見ると、「〇〇」ではないかと思います。もし「〇〇」が出てきたら、守るのではなくて駆除しなければならない「〇〇」です。中国から入ってきて、最近こちら辺で相当増えています。香長平野でも結構獲れるようになっていきます。この「〇〇」は普通の「〇〇」に比べたら体が短くて、体高が高く、ひげが長いです。

(委員)

これがたくさんいると、食べ尽くされるわけですよ。

(委員)

よくわかっていません。釣り餌で輸入されていて、釣り人が放しているのではないかと思います。

(座長)

そこら辺のすみ分けというか、区別が必要です。守るべきものと、元々の生態系に影響を及ぼさないようにすることを考えておくべきですし、そういったことに積極的に取り組んでいるということは、環境配慮方針に入れて宣伝をしていかないといけないと思いますので、ぜひ調査をしっかりやってください。

(事務局)

わかりました。

(委員)

「〇〇」の写真が本物じゃないというお話がありましたが、目視しているわけですよ。日付なんかはわかりますか。日付が書いてあると、確かに目視したなというのがわかります。目視したという本当の情報を知りたいです。

(事務局)

日付は資料の中に入れるようにいたします。

(委員)

特に希少動物や希少植物はきちんと整理してください。

(事務局)

いつ、どこで確認されたかということ整理いたします。

(委員)

そうすることで信頼性が高まりますし、この協議会があるからこそ注意深く見ているわけですから、ぜひ頑張ってくださいと思います。

(座長)

避難場所について、防災拠点として他事業により整備するところが2箇所ありましたが、他事業で集会所などを造る場合には、今回の調査を生かせるように、ぜひ申し送りできるようにしておいてください。

(事務局)

ご意見を反映するようにいたします。

(委員)

安心して生活をするということもやはり大事なことです、しっかりしたものを造っていただくようにお願いします。

(座長)

集落のあるところの標高は海拔ゼロではないですね。

(事務局)

ゼロではないです。

(座長)

スタートが少し高いところにあるので、安全な高い所に逃げていけるということですか。

(事務局)

はい。

2. 総括意見

(座長)

全体としてご意見がありましたら、それからこの1年間皆さんがいろいろ感じてきたことで、何かご提言等がありましたらお願いします。

(委員)

環境共生課の方で生物多様性こうち戦略というのが始まって、今年、フォーラムがありました。農業基盤課のこうした環境への配慮をご存じないようでした。県庁内の情報交換ですとか、そういうところでも話が伝われば、皆さんにお知らせする機会にもなるのでいいと思います。

(座長)

こんなことに取り組んでいるのだというふうにご発言いただくとありがたいと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

(委員)

はい。調査にすごく手間も掛かるのに、私自身がこんなことに取り組まれていることを知りませんでした。だから、本当にうれしい気持ちでおりますので、宣伝させていただきたいと思います。

(委員)

どういうふう環境に調和していくかという、やはり未来の日常を守っていくということだと思います。今、アカトンボなんかいなくなっている中で、極力残していくということは、未来の日常生活の安心にもつながりますので、やはり情報を共有しながら、この協議会がずっと続くように願っています。いつも言いますが、地道なことですけれども、そういう思いを持って取り組んでいただけたらありがたいなと思います。

(委員)

いろいろ聞かせていただいて、魚類についてもいろいろ考えていただいて、守るという方向で取り組んでいただいているのがどんどん進んできていますので、大変ありがたいことだと思います。1つだけ、次のステップとして少し言わせていただくと、先ほど生物多様性の話が出ていましたが、四国での調査の中で分かってきたのは、実は高知県は四国山地に隔てられて、特に淡水魚などは他の地域と違う生き物が多いんです。四国の東と西でも大分違ってきます。同じ種類でも大分違いますので、そこら辺の地方品種、地域品種みたいなものも守っていけるように、次のステップとして少し意識をしておくことが必要か

なと思います。

(座長)

まず、農業基盤課へのお願いです。特にこういった環境への配慮に取り組んでいるのだということを、ぜひもっと積極的にアピールしてください。農業基盤課が行っている農業基盤を整備する場所は、人に関わっている場所ですので、多くの人の目に付くところです。山のずっと奥の方だとか、そういうところにはあまり人は行きませんよね。何かやっているのが見えるから、いろいろな意見がきっとあるんだろうと思います。農業基盤課が策定した推進方針は、当然これは県の産業振興計画があって、それをしっかりと支えるという意識で作られたと思いますが、全てがこのとおりにはいかなくてもいいと思います。何とかこの推進方針に乗るような形で事業を進めていただきたいと思いますけれども、そうでない場所も恐らく出てくるはずですよ。そういったところをどういうふうにかえるのか。環境配慮に対して事業にうまく乗れなかったところをどういうふうにかえていくのか。もしかしたら、逆にそういったところをうまく利用して、昔の環境を保全し、魚類や植生を保全していけるような、そういう展開というのはあってもいいと思います。この推進方針というのはとても大事だと思いますので、さらにもっと厚みを持たせて、さらにもっといい方向に進めていくということを考えながら、ぜひ事業を進めていただければと思っています。